

第4節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害
- 4 鉄道災害
- 5 道路災害
- 6 危険物等災害
- 7 高層建築物災害
- 8 林野火災
- 9 竜巻災害

第2 地震被害想定

府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による内陸直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

以下の被害想定結果は、平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査と平成25年度に府が実施した南海トラフ巨大地震による被害想定の結果のうち、本市に関わる被害想定結果を整理したものである。

1 大規模地震の被害想定（平成18年度実施）

（1）想定地震

- 内陸直下型地震 ①上町断層帯地震
②生駒断層帯地震
③有馬高槻断層帯地震
④中央構造線断層帯地震
- 海溝型地震 ⑤東南海・南海地震

（2）想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

(3) 府の被害想定（平成18年度）に基づく本市における想定結果

想定地震		上 町 断 層 帯 A 上 町 断 層 帯 B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海
地震の規模		マグニチュード (M) 7.5～7.8	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.3～7.7	マグニチュード (M) 7.7～8.1	マグニチュード (M) 7.9～8.6
		計測震度 A)5強～6強 B)5強～7	計測震度 4～5強	計測震度 4～5弱	計測震度 6弱～6強	計測震度 5強～6弱
建物全半壊 棟数		全 壊 A) 3,157棟 B)11,359棟	全 壊 5棟	全 壊 0棟	全 壊 473棟	全 壊 511棟
		半 壊 A) 4,845棟 B) 9,321棟	半 壊 15棟	半 壊 1棟	半 壊 1,066棟	半 壊 1,100棟
炎上出火 件数		A) 2 (3) 件 B)13 (16) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	0 (0) 件
死傷者数		死 者 A) 18 (27) 人 B)224 (338) 人	死 者 0 (0) 人	死 者 0 (0) 人	死 者 1 (1) 人	死 者 1 (2) 人
		負 傷 者 A)1,667 (2,437) 人 B)2,073 (3,002) 人	負 傷 者 3 (5) 人	負 傷 者 0 (0) 人	負 傷 者 282 (415) 人	負 傷 者 314 (448) 人
り災者数		A)30,118人 B)77,689人	63人	2人	5,317人	4,244人
避難所 生活者		A) 8,735人 B)22,530人	19人	1人	1,542人	1,231人
ライフライン	停電	A) 7,584軒 B)23,359軒	0軒	0軒	1,213軒	1,213軒
	ガス供 給停止	A)28,000戸 B)51,000戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	A)33.8% B)82.0%	11.3%	0.0%	12.3%	5.3%
	電話 不通	A) 3,029回線 B)22,721回線	168回線	0回線	1,683回線	0回線

※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオが採用されている。

※出火件数は1日間の合計値。（ ）内は3日間の合計値

※死傷者数の（ ）内は早朝に発生したときの値

2 大規模地震の被害想定（平成25年度実施）

(1) 想定地震

海溝型地震 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

(2) 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、超過確率1%風速（1年のうち3日程度はあり得る風速）

（3）府の被害想定（平成25年度）に基づく本市における想定結果

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード（M）9.0～9.1
		計測震度6弱
建物全半壊棟数		全壊 148棟（揺れ125、液状化17、急傾斜地6） 半壊 2,696棟（揺れ2,473、液状化85、津波131、急傾斜7）
出火件数（炎上1日夕刻）		4件
死傷者数（冬18時）		死者 15人（建物被害6、津波7、屋内収容物移動・転倒等2） 負傷者 600人（建物被害305、津波145、ブロック塀・自動販売機等の転倒等

第3 南海トラフ防災対策推進地域

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年12月に改正南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「法」という。）が施行され、法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日に1都2府26県707市町村が南海トラフ防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。府では、本市をはじめ33市8町1村が推進地域に指定された。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。

- （1）震度に関する基準
震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）
- （2）津波に関する基準
「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域
- （3）過去の地震による被害
○ 過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
○ 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。
- （4）防災体制の確保等の観点
「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。
・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
・周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村